

令和5年

- 第4回 -

藤岡市教育委員会定例会議事録

藤岡市教育委員会

令和5年第4回藤岡市教育委員会定例会議事録

日 時 令和5年3月27日(月)
午後2時58分
場 所 教育庁舎3階 第1会議室

開 会

日程第 1 第2回定例会の議事録の承認

日程第 2 教育長の諸報告

日程第 3 報告第 1号 県費負担教職員に係る人事について

日程第 4 報告第 2号 県費負担教職員に係る人事について

日程第 5 議案第10号 藤岡市スクールバス管理運行規程の一部改正について

日程第 6 議案第11号 藤岡市教育委員会教育活動用バス管理運行規程の一部改正
について

日程第 7 議案第12号 藤岡市教育委員会事務局等文書管理規程の一部改正につ
いて

日程第 8 議案第13号 藤岡市教育委員会事務局等職務執行規則の一部改正につ
いて

日程第 9 議案第14号 藤岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正
について

日程第10 議案第15号 藤岡市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の
一部改正について

- 日程第 1 1 議案第 1 6 号 藤岡市中学生海外派遣実施要綱の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 1 7 号 藤岡市社会教育指導員の任命について
- 日程第 1 3 議案第 1 8 号 藤岡市鬼石多目的ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について
- 日程第 1 4 議案第 1 9 号 教育財産の用途廃止について
- 日程第 1 5 議案第 2 0 号 教育財産の用途廃止について
- 日程第 1 6 議案第 2 1 号 藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 2 2 号 藤岡市群馬県民スポーツ大会選手強化費補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 2 3 号 藤岡市立図書館設置条例施行規則の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 2 4 号 令和 5 年度藤岡市教育委員会教育方針について
- 日程第 2 0 議案第 2 5 号 藤岡市奨学資金の貸与決定について
- 日程第 2 1 議案第 2 6 号 藤岡市教育委員会事務局職員の任免について
- 日程第 2 2 議案第 2 7 号 令和 5 年度学校運営協議会委員の委嘱について
- 日程第 2 3 議案第 2 8 号 令和 5 年度藤岡市地域学校協働活動推進員の委嘱について

閉 会

・出席委員等

教 育 長	田 中 政 文 君	教育長職務代理者	櫻 井 正 明 君
委 員	内 田 孝 嗣 君	委 員	高 橋 祐 紀 君
委 員	貫 井 真 由 美 君		

・欠席委員

なし

・説明のため出席した者

教 育 部 長	小 島 治 君	教育総務課長	堀 越 輝 雄 君
学校教育課長	大 塚 崇 君	生涯学習課 生涯学習・市民活動係長	新 井 督 君
文化財保護課長	軽 部 達 也 君	スポーツ課長	岸 憲 彦 君
学校給食センター所長	木 島 尚 美 君	図 書 館 長	湊 田 真 由 美 君

・事務局職員出席者

係 長	山 下 由 希 子	書 記	高 橋 秀 仁
-----	-----------	-----	---------

会議の概要

開会 14時58分

開 会

教育長（田中政文君）出席委員、全員でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議は成立いたします。

それでは、ただ今より令和5年第4回藤岡市教育委員会定例会を開会します。

初めに、議事録署名人の指名を行います。藤岡市教育委員会会議規則第20条第1項に基づき、高橋書記を指名します。

日程第1 第2回定例会の議事録の承認

教育長（田中政文君）日程第1、第2回定例会の議事録の承認でございますが、各委員におかれましては、訂正箇所等がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）第2回定例会の議事録を承認することで、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）第2回定例会の議事録は承認されました。

日程第2 教育長の諸報告

教育長（田中政文君）日程第2、教育長の諸報告についてですが私から報告します。

教育長（田中政文君）最初に教育総務課です。

2月の定例会でご承認いただきました教育委員会関連の令和5年度予算は、令和5年第1回藤岡市議会定例会においてすべて可決されました。

学校関係施設の工事につきましては、美九里東小学校、美九里西小学校の体育館改修工事をはじめ多くの工事を予定しておりますが、関係者と十分調整を図りながら、事故のないよう進めてまいります。

令和5年度の奨学金の新規貸与につきましては10名の申込みがあり、3月20日に奨学資金運営委員会の審査が終了しました。本日、追加議案として上程しておりますので、ご審議をお願いいたします。

給付型奨学金であります看護師育成奨学金につきましては、今月末までを申込み期間としておりますので、次回の定例会に議案として上程する予定です。

次に学校教育課です。

3月1日、教育研究所の修了式を行い、1年間研究に励んだ9名に修了証を授与しました。この1年間、どの研究員も意欲的・計画的に研究を行い、授業力を向上させました。今後も指導力向上に向け自己研鑽を積み重ねてほしいと思っています。なお、研究内容については公開し、市内の先生方に役立ててもらおう予定です。

小中学校の卒業式では、3月13日に中学校535名が、23日には小学校516名が卒業しました。今年度も、新型コロナウイルス感染症予防のため、来賓や在校生等の参加者を減らすとともに、時間も短縮しての実施となりました。翌24日に小中学校の修了式及び転退任する教職員の離任式を行い、令和4年度を終えました。

小中学生の進路につきましては、3月23日現在ですが、中学校は卒業生535名中、公立高校等進学354名、私立高校進学169名、就職1名、未定等11名となっております。小学校は、卒業生516名中、492名が市内の中学校に進学し、中央中等教育学校や私立中学校等、市外等の中学校に24名進学します。

3月23日には、本市に新採用となる教諭10名、養護教諭1名、事務職員1名の面接及び配置校の内示を行いました。新採用者は皆やる気にあふれ、頼もしく感じています。初任の3年間で本市の教育をしっかりと学び、教員としての基礎・基本を身につけてほしいと願っています。

次に、生涯学習課です。

3月4日に、善意の会表彰式を藤岡市民ホールで開催し、各団体や中学校から推薦されました善行者12名と小さな善意を進める啓発標語の入賞者21名を表彰しました。

また、3月8日から12日までの間、藤岡市民ホールにおいて、市民展覧会を開催しました。書道57点、美術93点、写真70点、合計220点の応募があり、優秀賞は書道6点、美術7点、写真10点が選出され、12日に藤岡公民館で表彰式を行いました。市民展の5日間の来場者数は950人でした。

2月の総合学習センターの利用状況は、文化施設利用244団体、2,535人、体育施設利用150団体、1,726人、合計394団体、4,261人でした。

次に文化財保護課です。

3月18日から藤岡歴史館春季企画展「埴輪工人与古墳群 - 小林古墳群のつくられた頃」が5月14日まで開催中です。

埋蔵文化財発掘調査関係は、保美地区遺跡群発掘調査は今年度の事業を終了しました。来年度は1, 300 m²の発掘調査を予定しています。牛田・川除地区遺跡群発掘調査は今年度分の牛田古墳群の報告書を刊行しました。来年度は集落と牛田廃寺報告書を刊行して事業完了となります。

世界遺産高山社跡関係では、母屋兼蚕室の基礎部分の発掘調査を行っています。現在の基礎の下から旧宅の基礎石が発見されています。

2月の高山社跡及び藤岡歴史館の入場者数は、高山社跡470人、藤岡歴史館は524人でした。また、藤岡市デジタル博物館アクセス数は1,307件でした。

次にスポーツ課です。

市内の社会体育活動については、感染症対策を講じ通常の活動を実施しております。大会関係ですが、2月下旬から3月中旬にかけて、第79回群馬県都市親善スキー競技大会、第28回藤岡市中学生軟式野球大会、第28回藤の花カップ藤岡市中学生サッカー交流大会など7大会が開催され、合計で903人が参加しております。今年度、70大会を予定しましたが59大会の実施となり、7,797人の参加でした。

教室関係ですが、ハンドボール教室が11月から、ジュニアスキー教室が1月から、小学生バレーボール教室が2月から継続開催され、合計で64人が参加しております。今年度24教室を予定しましたが22教室の実施となり、674人の参加でした。

次に学校給食センターです。

今年度の学校給食の提供は、小学校が3月22日、中学校が3月23日で終了となりました。小中学校ともに194日給食を提供しましたが、食中毒等大きな事故もなく実施することができました。令和5年度の学校給食は、小中学校ともに4月10日月曜日開始予定です。

最後に図書館です。

第3回図書館協議会を2月15日に開催し、令和4年度事業進捗状況・資料利用状況の報告、令和5年度事業計画案・当初予算案の概要等の説明を行い、承認されました。2月14日から19日までは藤岡第一小学校・東中学校による街角美術館、2月21日から3月5日までは読書感想画展を開催しました。また、3月18日には、あそびの学校による紙芝居の出前公演を開催し、19名の参加がありました。

2月の利用状況は、開館日数24日、入館者数9,175人、貸出冊数27,651冊でした。学校巡回文庫は8校を巡回し利用児童数520人、貸出冊数1,518冊でした。電子図書館は、利用者数256人、貸出冊数1,194冊でした。

以上、教育長報告といたします。

教 育 長（田中政文君）ただ今の諸報告について、ご質問がありましたらお願いします。
委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）質問もないようでございますので、教育長の諸報告を終わります。

日程第 3 報告第 1 号 県費負担教職員に係る人事について

教 育 長（田中政文君）日程第 3、報告第 1 号、県費負担教職員に係る人事についてですが、本案件については、藤岡市情報公開条例第 6 条第 1 号に該当いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項ただし書及び藤岡市教育委員会会議規則第 1 7 条ただし書の規定により、議事を非公開といたします。これにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、本案件については非公開といたします。

非公開部分

日程第 4 報告第 2 号 県費負担教職員に係る人事について

教 育 長（田中政文君）日程第 4、報告第 2 号、県費負担教職員に係る人事についてですが、本案件については、藤岡市情報公開条例第 6 条第 1 号に該当いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項ただし書及び藤岡市教育委員会会議規則第 1 7 条ただし書の規定により、議事を非公開といたします。これにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、本案件については非公開といたします。

非公開部分

日程第5 議案第10号 藤岡市スクールバス管理運行規程 の一部改正について

教 育 長（田中政文君）日程第5、議案第10号、藤岡市スクールバス管理運行規程の一部改正について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君）議案第10号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）スクールバスは、遠距離通学する児童生徒の利便性を図るために、現在6台を運用しており、3台は民間事業者へ、3台は個人の方へ、運行業務を委託しています。

今回の一部改正は、民間事業者委託の3台について令和5年度から3年間の複数年の委託契約をするに当たり、個人委託分も含め契約内容を精査する中で、規定の明確化を図る必要が生じた箇所について改正を行うものです。

具体的な改正内容は、第8条の目的外使用について条文を追加し、その他所要の字句を修正するものです。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第10号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

高橋委員。

委 員（高橋祐紀君）第3条第2項の「運転者を指揮監督し」が削除という形になっていますが、その理由をお聞かせ願えますでしょうか。

教 育 長（田中政文君）教育総務課長。

教育総務課長（堀越輝雄君）先ほどの提案説明の中でも触れましたが、スクールバス6台のうち、3台は民間事業者に委託しております。運転者もその委託業者が雇用しております。高橋委員がご指摘の条文については、主語が校長となっております。委託業者の運転手の指揮監督権があるのは、校長ではなく、委託業者の長となることから、今回、正確を期するために、この文言を削除するものです。

教 育 長（田中政文君）他にご質疑又はご意見はありますか。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第10号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第10号、藤岡市スクールバス管理運行規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第11号 藤岡市教育委員会教育活動用バス管理運行規程の一部改正について

教 育 長（田中政文君）日程第6、議案第11号、藤岡市教育委員会教育活動用バス管理運行規程の一部改正について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君）議案第11号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）教育活動用バスは、学校教育活動の充実を図るために、現在2台を運用しており、民間事業者へ運行業務を委託しています。

今回の一部改正は、令和5年度から3年間の複数年の委託契約をするにあたり、契約内容を精査する中で、規定の明確化を図る必要が生じた箇所について所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容は、第2条でバスの名称・格納場所等について、第4条で高速道路の使用を禁止することについて、第10条で使用料について、第12条で運行委託について、それぞれ条文を追加・修正し、その他所要の字句を修正するものです。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第11号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第11号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第11号、藤岡市教育委員会教育活動用バス管理運行規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第12号 藤岡市教育委員会事務局等文書管理規程の一部改正について

教 育 長（田中政文君）日程第7、議案第12号、藤岡市教育委員会事務局等文書管理規程の一部改正について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君）議案第12号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）藤岡市教育委員会文書管理規程は、教育委員会事務局及び教育機関の文書の取扱いについて必要な事項を定めるものです。

今回の一部改正は、まず、令和5年4月1日付け機構改革により、生涯学習課の人権・社会教育係と生涯学習・市民活動係が統合され、人権・市民学習係となることから、別表第1に規定する文書取扱責任者について所要の改正を行うものです。また、令和5年4月1日から個人情報保護法が地方公共団体にも直接適用され、当市における個人情報保護の取扱いも条例による規律から法による規律に移行するため、文書管理規程に定められた様式第8号、起案用紙について、個人情報の取扱について記入する欄の根拠条文を、これまでの条例の条文から法律の条文に変更するための改正を行うものです。その他、市長部局の文書管理規程を参考に、所要の字句の修正等を行うものです。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第12号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

高橋委員。

委員（高橋祐紀君）第11条第1項について、市教育委員会に「名」をつけるとはどういう意味なのかご説明いただきたい。

教育長（田中政文君）教育総務課長。

教育総務課長（堀越輝雄君）文書の中には令達文書という種類があります。そういった文書を発するとき、文書記号をつけるルールがございます。具体的には、令達文書を出すときに、文書の記号として「藤岡市教育委員会」と書いて、文書の種類を書いて、第何号と番号を付けます。改正前は「教育委員会又は教育長名」となっておりましたが、より明確にはっきりわかりやすくするために、ここに「名」の一字を加えました。実際に、運用上に何ら変更は生じるものではありません。今年度、実は文書記号について市の監査のほうから指摘を受けた経緯があります。より明確に、より適切な規程に改めたものです。市教育委員会名というのは、藤岡市教育委員会と書くということです。

教育長（田中政文君）他にご質疑又はご意見はありますか。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第12号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第12号、藤岡市教育委員会事務局等文書管理規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第13号 藤岡市教育委員会事務局等職務執行規則の一部改正について

教 育 長（田中政文君）日程第8、議案第13号、藤岡市教育委員会事務局等職務執行規則の一部改正について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君）議案第13号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）藤岡市教育委員会事務局等職務執行規則は、教育委員会事務局の事務執行体制等について基本的事項を定めるものです。

今回の一部改正は、令和5年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容は、第1条では、令和4年度末をもって公民館が廃止され、令和5年4月1日から地域づくりセンターへ移行することから、「公民館」の字句を削除するものです。次に、第3条では、生涯学習課の人権・社会教育係と生涯学習・市民活動係が統合され、人権・市民学習係となることから、第2項の係の名称について改正を行うものです。次に、別表第1では、生涯学習課の分掌事務から「公民館に関すること」を削除し、また、鬼石多目的ホールが令和5年4月1日から地域づくり課へ移管されることから「鬼石多目的ホールに関すること」を削除します。次に、別表第2では、同じく鬼石多目的ホールが地域づくり課に移管されることから「鬼石多目的ホール使用許可」に関する箇所を削除するものです。その他、市長部局の職務執行規則を参考に、所要の字句の修正等を行うものです。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第13号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第13号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第13号、藤岡市教育委員会事

務局等職務執行規則の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第 9 議案第 1 4 号 藤岡市教育委員会教育長に対する
事務委任規則の一部改正について

教育長（田中政文君）日程第 9、議案第 1 4 号、藤岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君）議案第 1 4 号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）藤岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 5 条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任及び臨時代理並びに専決に関し必要な事項を定めるものです。この規則において、実際の事務執行また上位法との整合に欠ける箇所があることから、今回一部改正を行うものです。

具体的な改正内容は、まず、第 2 条第 1 項第 7 号で規定する教育委員会告示及び訓令の制定改廃について、第 5 条第 1 項第 4 号で教育長に専決させる旨を規定していますが、実際には告示及び訓令についてもすべてを教育委員会に諮って決定しています。また、上位法である地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 5 条第 2 項においては、教育委員会の権限に属する事務として「教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること」と規定していますが、「その他教育委員会の定める規程」に教育委員会告示及び訓令も内包されておりますので、法の規定に合わせて第 2 条第 1 項第 6 号を改正し、同項第 7 号を削り、併せて、教育長に専決させるものでないことを明確にするため、第 5 条第 1 項第 4 号を削るものです。

次に、第 2 条第 1 項第 1 3 号で規定する「県費負担教職員の任免その他の進退について県教育委員会に内申すること」について、第 5 条第 1 項第 3 号で、校長、副校長及び教頭を除く職員の任免その他の進退については教育長に専決させる旨を規定していますが、「その他の進退」に含まれる「懲戒」については、その性質上、管理職でない職員に係るものであっても、これまでも教育長専決せず、教育委員会に諮っており、今後も同様にいたします。このことを明確にするため、第 5 条第 1 項第 3 号で、教育長に専決させるものから「懲戒」を除く旨の改正を行うものです。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 1 4 号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第14号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第14号、藤岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日 程 第 1 0 議 案 第 1 5 号 藤 岡 市 要 保 護 及 び 準 要 保 護 児 童 生 徒 就 学 援 助 費 支 給 要 綱 の 一 部 改 正 に つ い て

教 育 長（田中政文君）日程第10、議案第15号、藤岡市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（大塚崇君）議案第15号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）藤岡市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について、2点ございますので、内容についてご説明申し上げます。

1点目は、「新入学児童生徒学用品費」の単価を20ページのとおり、60,000円から63,000円に改正するものであります。別添資料、新旧対照表をご覧ください。国が制定している要保護児童生徒就学援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱第3条に規定する「要保護児童生徒援助費補助金」のうち「新入学児童生徒学用品費等」の令和5年度予算単価が改正されることとなりました。これを準用している当該支給要綱の「新入学児童生徒学用品費」の単価を改正するものであります。この要綱では、単価を別表で定めており、別表中の「新入学児童生徒学用品費」の中学校分60,000円を63,000円に改正するものです。

次に2点目の改正は、就学援助費の受給申請書である、様式第1号及び様式第2号の性別欄を廃止するものです。21、23ページは削除後の様式です。令和3年度第4回藤岡市行政改革推進本部会議にて、申請書関係の性別欄について、法令等による義務付けなどの真に必要な場合を除き、性別欄について設けないこと又は配慮することを原則とすることが決定されました。それを受けまして、就学援助制度の法令や運用上、削除しても支障はないことから、当該支給要綱の様式から性別欄を削除するものです。なお、別添資料には現行の様式も載せてあります。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第15号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第15号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第15号、藤岡市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第16号 藤岡市中学生海外派遣実施要綱 の一部改正について

教 育 長（田中政文君）日程第11、議案第16号、藤岡市中学生海外派遣実施要綱の一部改正について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（大塚崇君）議案第16号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）藤岡市中学生海外派遣実施要綱の一部改正について、3点ございますので、内容についてご説明申し上げます。

まず1点目、別添資料、新旧対照表をご覧ください。第1条から第7条及び第10条について、文言や接続詞の修正をする改正となります。

次に2点目の改正は、様式第1号及び第2号について、別添資料、現行の様式は押印がありますが、藤岡市押印の省略に関する規則に基づき、自署の申請であれば押印は不要とするため、「保護者氏名」「印」を「保護者氏名（自署）」とするものです。

3点目の改正は、海外派遣事業の参加申込書である様式第1号の性別欄を廃止するものです。別添資料、現行の様式1では性別欄がありますが、令和3年度第4回藤岡市行政改革推進本部会議にて、申請書関係の性別欄について、法令等による義務付けなどの真に必要な場合を除き、性別欄について設けないこと又は配慮することを原則とすることが決定されました。それを受けまして、中学生海外派遣事業の運用上、削除しても支障はないことから、当該実施要綱の様式から性別欄を削除するものです。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第16号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

高橋委員。

委員（高橋祐紀君）別添資料の第2条のところ、海外派遣するということが、「教員が同行する」という文言が「教諭等が引率する」に変更になっています。変更になった経緯や理由などを教えていただきたいと思います。

教育長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（大塚崇君）教員というと、範囲が広いのです。教諭となると、例えば英語担当の教員というように範囲が限定されます。今までの経緯でありますと、英語を担当する中学校の教諭が担当しておりますので、狭めて明確にしたものでございます。

教育長（田中政文君）他にご質疑又はご意見はありますか。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第16号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第16号、藤岡市中学生海外派遣実施要綱の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第12 議案第17号 藤岡市社会教育指導員の任命について

教育長（田中政文君）日程第12、議案第17号、藤岡市社会教育指導員の任命について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課生涯学習・市民活動係長（新井督君）議案第17号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）社会教育指導員は、藤岡市社会教育指導員設置に関する規則に基づき、本市における社会教育の振興と充実を図るため置くもので、主に人権啓発・人権教育の業務に従事していただいております。主な業務内容は、教育委員会主催の各種人権研修会の講師、市広報の人権記事の執筆、人権教育集会所の維持管理等であります。

令和5年3月31日をもって前任者の任期満了により、新たに新井幸弘氏にお願いするものであります。新井氏は長年にわたり教育者としての経験を積まれており、社会教育指導員として適任であります。なお、任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第17号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第17号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第17号、藤岡市社会教育指導員の任命については、原案のとおり承認されました。

日程第13 議案第18号 藤岡市鬼石多目的ホールの設置 及び管理に関する条例施行規則 の廃止について

教 育 長（田中政文君）日程第13、議案第18号、藤岡市鬼石多目的ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課生涯学習・市民活動係長（新井督君）議案第18号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）鬼石多目的ホールは、組織改正により令和5年4月1日に教育委員会から市長部局へ所管替えとなるため、平成17年に教育委員会規則として定めた藤岡市鬼石多目的ホールの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止するものであります。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第18号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第18号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第18号、藤岡市鬼石多目的ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止については、原案のとおり承認されました。

日程第 1 4 議案第 1 9 号 教育財産の用途廃止について

教 育 長（田中政文君）日程第 1 4、議案第 1 9 号、教育財産の用途廃止について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課生涯学習・市民活動係長（新井督君）議案第 1 9 号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）組織改正により、令和 5 年 4 月 1 日に鬼石多目的ホールが教育委員会から市長部局の所管となることに伴い、教育財産としての用途を廃止し、市長に引き継ぐものでございます。用途廃止する財産につきましては、建物及び土地でございます。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 1 9 号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 9 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 1 9 号、教育財産の用途廃止については、原案のとおり承認されました。

日程第 1 5 議案第 2 0 号 教育財産の用途廃止について

教 育 長（田中政文君）日程第 1 5、議案第 2 0 号、教育財産の用途廃止について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課生涯学習・市民活動係長（新井督君）議案第 2 0 号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）令和 5 年度から各地区にある 8 つの公民館を地域づくりセンターへ移行することに伴い、教育財産としての用途を廃止し、市長に引き継ぐものでございます。用途廃止する財産につきましては、鬼石公民館を除く 7 公民館については建物及び土地、鬼石公民館については、土地の所管は鬼石総合支所となっておりますので、建物のみでございます。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 2 0 号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第20号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第20号、教育財産の用途廃止については、原案のとおり承認されました。

日程第16 議案第21号 藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について

教 育 長（田中政文君）日程第16、議案第21号、藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について事務局より説明をお願いします。

スポーツ課長（岸憲彦君）議案第21号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）この規則改正は、1点目として、本市では市民の利便性向上と行政手続の簡素化を推進し押印廃止の取組を行っており、記名でも押印不要であることから申請者の押印マークを削ることのほか、2点目として、近年、性の多様性についての理解や配慮を求める動きが広がっており、本市においても性的マイノリティの人権擁護の観点から性別欄を削り、3点目として、申請書及び許可書について、登録利用団体の利便性の向上を考え申請書兼許可書に変更するものであります。また、その他の改正につきましては、文章の体裁を整え、字句の修正を行うものであります。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第21号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第21号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第21号、藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第 1 7 議案第 2 2 号 藤岡市群馬県民スポーツ大会選手強化費補助金交付要綱の一部改正について

教 育 長（田中政文君）日程第 1 7、議案第 2 2 号、藤岡市群馬県民スポーツ大会選手強化費補助金交付要綱の一部改正について事務局より説明をお願いします。

スポーツ課長（岸憲彦君）議案第 2 2 号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）この改正は、市民の利便性向上と行政手続の簡素化を推進し押印廃止の取組を行っており、記名でも押印不要であることから、申請者の押印マークを削るものであります。また、その他の改正につきましては、文章の体裁を整え、字句の修正を行うものであります。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 2 2 号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 2 2 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 2 2 号、藤岡市群馬県民スポーツ大会選手強化費補助金交付要綱の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第 1 8 議案第 2 3 号 藤岡市立図書館設置条例施行規則の一部改正について

教 育 長（田中政文君）日程第 1 8、議案第 2 3 号、藤岡市立図書館設置条例施行規則の一部改正について事務局より説明をお願いします。

図書館長（渕田真由美君）議案第 2 3 号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）図書館では、スマートフォンやタブレット等に利用カードのバーコードを表示させることで、図書等の貸出ができる機能を導入したいと考えております。藤岡市立図書館設置条例施行規則第 6 条に館外貸出について定められておりますが、利用カードの情報を表示したスマートフォンやタブレット等の提示によっても貸出ができるように定めるものです。

利用方法は、図書館ホームページから利用者番号とパスワードを入力してログインし、利用者メニューからWEB利用者カードをタップすることでバーコードが表示されます。利用者は、利用カードを持ち歩かなくても、スマートフォン等があれば図書等の貸出ができるようになるため、カードを持ち歩く必要がなくなり、利便性の向上を図ることができます。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第23号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第23号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第23号、藤岡市立図書館設置条例施行規則の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第19 議案第24号 令和5年度藤岡市教育委員会教育方針について

教 育 長（田中政文君）日程第19、議案第24号、令和5年度藤岡市教育委員会教育方針について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君）議案第24号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）別冊の「令和5年度藤岡市教育委員会教育方針（案）」をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、表紙裏のページに記載しております教育行政方針の基本理念及び基本方針に基づき、令和5年度の教育委員会各課の方針と事業計画をまとめたものです。

教育総務課長（堀越輝雄君）それでは、教育総務課からご説明いたします。教育総務課では、安全で安心な学校施設及び設備の計画的な整備を進め、教育環境の向上を図ります。また、奨学金制度の普及に努めます。

事業計画では、まず、小学校施設維持管理事業の主なものとして、藤岡第二小学校校長室の冷暖房設備更新工事、平井小学校体育館改修工事の実施設計、美九里東小学校及び美九里西小学校の体育館改修工事を実施します。老朽化した体育館の改修工事は、令和8年度までを目途に計画的に実施しておりますが、体育館の機能回復はもと

より、併せて、避難所としての機能の充実を図るため、トイレの洋式化やバリアフリー化を行うものです。

次に、中学校施設維持管理事業では、西中学校校長室の冷暖房設備更新工事、同じく、西中学校の受水槽更新工事、東中学校の下水道接続工事を実施予定です。

また、奨学金貸付事業、多野しんきん育英会奨学金事業につきましては、引き続き実施するとともに、制度の普及に努め、適切な運用を行ってまいります。

学校教育課長（大塚崇君）1の方針ですが、コミュニティ・スクールの推進を基盤とする小中一貫教育の充実により「笑顔、やる気、希望」に満ちた子どもたちを育てます。小中一貫教育の充実では、一貫校として9年間を見通したカリキュラムのもと、目指す子ども像の実現に向けた取組を推進いたします。特に「これまで、ここでは、このあとは」を踏まえた子ども主体の授業づくり、子どものやる気を育てる生徒指導に重点をおき、教育の充実を図ります。2ページのコミュニティ・スクールの推進では、学校運営協議会、地域学校協働本部の組織的な取組を推進し、学校課題の解決、学校教育の充実を図ってまいります。

2の事業計画ですが、主な事業は、学校教育指導事業、小中一貫教育推進事業、英語指導助手設置事業、にじの家運営事業、教育研究所運営事業、通級指導事業です。主なものですが、まず、学校経営の改善・充実では、主体的・対話的・深い学びのためICTの活用による個別最適化された学習と協働的な学習の一体的推進を図ります。

次に学力の向上ですが、思考のヒントとなるつなぎ教材を工夫し、児童生徒が主体的に問題解決を図り、思考力・判断力・表現力などの考える力、知識・技能の定着を図ります。

次に、やる気の生徒指導ですが、小中9年間を通し、学校生活のあらゆる場において、子どもたちのよさを認め、ほめ、伸ばす指導、生徒指導の3機能である自己決定させる、自己存在感を味わわせる、共感的人間関係を育むを生かした指導を推進し、子どものやる気・意欲を育みます。特に、学校生活の中心の場である授業においては、ネームプレートを活用して、子どもの学ぶ意欲を高めます。

次に、いじめ対策ですが、管理職の責任と役割の明確化、いじめ防止担当教員の位置付け、いじめ問題解決に向けた教育懇談会・いじめ問題解決に向けた子ども会議の共通理解により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

最後に、読書活動では、各校での朝読書の推進、家読の日等、家庭を巻き込んでの読書活動の充実を図ります。

生涯学習課生涯学習・市民活動係長（新井督君）方針としては今年度に引き続き、人権

に関すること、青少年の健全育成に関すること、関孝和先生顕彰事業の充実に関する
こと、総合学習センター及び地域づくりセンターにおける学習活動の充実に関するこ
と、ボランティア活動への支援に関することの5つを進めていきたいと考えておりま
す。

続いて、2の事業計画ですが、1の方針に沿って、人権教育推進事業では、小中学
生から人権に関する標語・作文・ポスターの募集、また人権啓発指導者養成講座、人
権講演会等を行います。また、集会所運営事業では集会所利用者への人権学習など人
権意識の普及・高揚を図り、市民一人一人が人権を尊重する社会を目指します。

二十歳を祝う会事業では、二十歳を迎える若者を激励、祝福するため記念式典を実
施します。

青少年対策事業では、補導員や青少年育成推進員等の協力をいただき、街頭補導や
学習支援、また新たにSNSを利用した相談業務を行い、青少年の非行防止と健全育
成に努めます。

公民館運営事業では、旧鬼石公民館別館の解体工事を行います。

生涯学習推進事業では、市民夏期大学や関孝和先生顕彰全日本珠算競技大会の開催、
出前講座等の動画配信を行うなど、生涯学習の推進を図ります。また、公民館から地
域づくりセンターへの移行後も、公民館で行っていた生涯学習事業は継続して行っ
ていきます。

総合学習センター管理事業では、体育館照明器具を水銀灯からLED照明に更新す
る工事を行います。

市民活動支援事業では、安心してボランティア活動が行えるよう、保険制度の補助
や活動の支援を行っていきます。

最後に、情報発信では、魅力あるホームページの作成はもとより、藤岡市公式ツ
イッターやLINE、ユーチューブなどインターネットを通じて、市民の方へ適切な
情報発信を行ってまいります。

文化財保護課長（軽部達也君）方針としましては、昨年同様に、歴史文化財の保護・調
査・保存・活用を通して、市民が郷土に誇りを持ち、郷土愛を育む機会をつくって
いきたいと考えております。

事業計画についてでございます。文化財管理事業について、令和5年度新規事業と
して、文化財保存活用地域計画を令和5年・6年の2箇年で策定します。地域の指
定・未指定に関わらず歴史資産の保存継承と活用についての方針、計画を定めるも
のです。令和6年度策定を目標としています。また、三波川（サクラ）樹勢回復につい

ては、令和6年度の作業指針を策定するために、令和5年度は各委員会にて本格的に調査、分析を実施する予定です。ヤリタナゴ保護事業では、令和2年度の段階で既にヤリタナゴは自然絶滅ということになっていますが、引き続きヤリタナゴ保護に努めて、環境保全に尽力していきたいと考えております。

文化財収蔵庫管理事業では、例年どおり年3回の企画展を実施し、市民の郷土愛の醸成に努めていきたいと思っております。夏季企画展では、堀越二郎関連の企画展を予定しています。秋季企画展では、白石稻荷山古墳を含めて5世紀の石製模造品の展示を開催する予定でございます。春季企画展については、現在行われている企画展の第2弾として、笹川沿岸地区の成果について公表する予定です。

デジタルアーカイブ作成事業及び公開につきましては、令和5年度は縄文弥生・江戸絹市という形でコンテンツの追加を計画しております。

埋蔵文化財事業につきましては、市内の文化財発掘調査事業ということで、牛田・川除地区遺跡群の発掘調査は来年度の報告書刊行をもって終了という形になります。保美地区遺跡群については、小規模になりますけれども、1,300㎡の発掘調査を予定しています。

埋蔵文化財の周知公開については、引き続き発掘ニュース等で市民に対して埋蔵文化財の大切さを伝えていこうと考えております。

世界遺産推進事業についてです。高山社跡保存整備事業では、母屋兼蚕室復原補強実施設計業務委託は令和4年度の繰越事業となりましたが、解体工事や発掘調査で多くの痕跡が発見されました。これらの成果を反映して復元実施設計を行い、令和9年度を目標に建物の復原を行います。

スポーツ課長（岸憲彦君）方針としましては、市民の皆さまの健康増進及び体力向上のため、各種スポーツ大会、教室を開催し、スポーツ愛好者の増加を図り、生涯スポーツとして取り組めるようスポーツ振興に努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症については、マスクの着用が個人の判断に委ねられたほか、今後、感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されますが、各種団体等のガイドラインを参考に競技団体と連絡を密にし、感染症対策を踏まえた安全・安心なスポーツ活動を実施してまいります。

事業計画としましては、市民スポーツ大会を68大会、市民スポーツ教室を23教室、また、市内小中学校の体育施設の開放、軽スポーツの推進、スポーツ指導者の育成、大規模スポーツイベントとしてサイクリングフェスタ及び蚕マラソンの実施を計画しております。

学校給食センター所長（木島尚美君）方針といたしましては、衛生管理の徹底を図り安全で安心な学校給食を提供すること、献立の工夫に努めること、各学校と連携し様々な機会での食育活動を推進すること、以上3点に沿って令和5年度も事業を実施して参ります。

個別の事業計画ですが、学校給食提供事業では、令和5年度は小中学校とも197日の給食を予定しております。物価高騰により不足が見込まれる1食当たり30円の負担につきましては、令和5年度も給食費の値上げを行わず、市が費用を負担し実施する予定です。また、現在、調理業務を委託している業者との契約は3月末で満了となりますが、令和5年度から5年間の委託業者は、業者選定を行った結果、現在の業者に決定しております。引き続き、連携を図りながら円滑に給食センターを運営して参ります。

食物アレルギー対応事業につきましては、消費者庁より食品表示基準についての一部改正が先日3月9日に公布され、これまでの7大アレルゲン「卵・乳・そば・えび・かに・落花生・小麦」に新たに「くるみ」が追加されました。これを受け、群馬県より学校における食物アレルギー対応マニュアルの改訂版が早々に発出予定となっておりますので、その対応につきましても動向に注視し、間違いがないよう慎重に、アレルギー担当栄養士を中心に調理委託業者、保護者や学校と連絡を密にして、確実に進めて参ります。

食育推進事業では、郷土愛の醸成の一助として行事食（年3回）の提供が市役所内の若手職員で構成された笑顔で子育て応援部会の提案により新規事業として採択され、新たに実施することとなります。

情報発信事業では、令和4年度の2学期から新たにInstagramによる本日の給食と題して配信を開始し、お陰様で好評を頂いております。給食を身近に感じていただき、また家族団らんのきっかけとしていただけるよう、引き続き情報配信に努めてまいります。

学校給食費徴収業務につきましては、学校から学校給食センターへ令和4年度から移管となり、給食管理システムを導入し滞納分と併せて一括管理しております。令和5年度から新たに第2子以降学校給食費無償化等事業の開始に伴い、対象条件に給食費の未納がないことを掲げておりますので、未納滞納整理につながるよう努めてまいります。

新規事業である第2子以降学校給食費無償化等事業につきましては、在校生保護者の皆様から申請書が提出され、順次申請内容を確認しております。無償化の対象とな

る児童生徒につきましては、4月分の給食費から確実に事業実施できるよう進めるとともに、市外へ通学している児童生徒への給食費相当分補助につきましても、周知を図り進めて参ります。

図書館長（淵田真由美君）1の方針ですが、図書館の使命であります幅広い資料の収集、保存、提供に努めます。小中学校と連携しながら、子どもの読書活動に関わる環境の整備、充実を図ります。また、公演会その他事業を実施することにより、各世代にあった学習の場を提供します。オンライン上で電子書籍の貸出ができる電子図書館サービスを推進します。

2の事業計画ですが、図書館では赤ちゃんから高齢者の方々まで、様々な年代の方を対象とした事業を開催します。赤ちゃんを対象とした事業では、読み聞かせ事業、あかちゃんといっしょのおはなし会、赤ちゃんタイムがありますが、あかちゃんといっしょのおはなし会は新型コロナウイルスの感染症対策が十分に取れないことから令和4年度まで中止してきました。令和5年度の実施についてはまだ検討している段階です。子ども向け事業としましては、あそびの学校紙芝居の出前公演、夏休み上映会、読書感想文の書き方教室を開催します。一般向けの事業としましては、古本市、「古典落語を楽しもう」を開催します。

教育総務課長（堀越輝雄君）以上、令和5年度藤岡市教育委員会教育方針（案）の説明でございます。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第24号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

内田委員。

委員（内田孝嗣君）これだけの分量の方針や事業計画を読ませていただいて、素晴らしいことだなという期待と、本当にこれができるのかなという不安と両方あります。いずれにしても市民一人一人の心を養うためには、教育委員会だけではとてもできることではないと思います。家庭であったり、地域であったり、協力していただかないと、実現は無理だと思います。そのひとつの秘訣としては、開かれた教育委員会であるべきだなというのはこれを見ていて率直に思いました。閉ざすことなく、オープンにいろいろと協力を求めながら、実行していければいいなと思いました。よろしくお願いします。

教育長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（大塚崇君）学校教育課では、学校訪問等の事業の様子をホームページで発信していきます。学校からは保護者、地域に小中一貫教育のリーフレットまたコ

コミュニティ・スクールのリーフレットを配ります。また、コミュニティ・スクールの中で、例えばアクションプランを全戸配布しようという計画もあります。地域、家庭を巻き込んで、教育活動を推進していけばいいなと思います。

教 育 長（田中政文君）内田委員のおっしゃるとおり、教育行政は市民を巻き込んで進めていかなければならないことだと思いますので、そのとおりにやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

教 育 長（田中政文君）他にご質疑又はご意見はありますか。

櫻井委員。

委 員（櫻井正明君）令和4年度、令和5年度と比較をしながら読ませていただきました。詳しい話を聞かせていただきました。学校教育課のところでは、事業計画のICTを有効に活用するという事で、情報通信技術を活用したコミュニケーションを図るということでした。だいぶ効果も出ているのではないのでしょうか。令和5年度もこのような流れが続くと思いますが、かなりの技術が向上したり、コミュニケーションがよく図れたりだとかいろいろなことができています。これを続けていくことは大変なことでありますので、感心しているところであります。ますます今以上に力を入れていただければと思います。

また、いじめのところでは、差別をしない、させないなどの大事なキーワードが出てきています。私たちも気を付けていかなければいけないところですが、学校教育課ではさらに力を入れていただき、よく見ていただきたいと思っています。

生涯学習課では、今回初めて二十歳を祝う会の事業が項目に上がってきていますが、去る1月に実施されとてもいい写真を見させていただきました。2回目が来年の1月になるかと思いますが、回を重ねていく中で形が決まってくるかと思っています。以前の成人式ではコロナの問題で並んで写真も撮れないということがありましたが、段々と解決していくことと思います。またそろって写真が撮れるような世の中にしていければと思っています。

文化財のところでは、私の周りでは高山社の子ども向け事業に注目が集まっています。ぜひこのところも、みんなに楽しんでいただけるように頑張っていたきたいと思っています。

スポーツ課で何が大事なのかと思うと、藤岡市民の健康を担っているということだと思います。市民の健康増進のために、ぜひ頑張っていたきたいと思っています。

学校給食センターのところでは、インスタグラムで今日の献立を配信しているのをとてもいいなと思っていました。これをする事で、子どもたちと両親とで家庭内の

会話が増えるかと思いました。また、第2子以降は給食費が無料になるということで、このことがどんどん進んで、家庭にゆとりができる気持ちとしても楽になり、子どもさんが増えるといいなと思います。

図書館についてです。今年度開催された平和についての図書展は、ロシアについてだとか、スポーツでの盛り上がりを見てもとても価値のあるものだったと思います。また、私は読書感想文の書き方教室がとても好きで、これを取り入れていただいたことをとてもありがたく思っています。

教 育 長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（大塚崇君）教育委員さんのご期待に応えられるように、学校・保護者・地域と一緒に尽力していきたいと思っています。

教 育 長（田中政文君）生涯学習課長。

生涯学習課生涯学習・市民活動係長（新井督君）二十歳を祝う会は、2部制を1部制にすることを検討しています。新型コロナウイルス感染症の関係はありますが、もとの水準までに戻していけるように進めてまいります。

教 育 長（田中政文君）文化財保護課長。

文化財保護課長（軽部達也君）高山社跡の関連でしたが、修復工事は令和9年度までの計画で道のりは長いですが、その間情報発信に努めて新型コロナウイルス感染症発生前の水準まで来場者が戻るように努め、いろいろなイベントを通して市民の皆さんに高山社跡へ来ていただけるようにしていきます。

教 育 長（田中政文君）スポーツ課長。

スポーツ課長（岸憲彦君）スポーツ課の行事はたくさんの委員さんやボランティアの方のおかげで開催できています。健康の増進のためには軽スポーツを、スポーツ推進委員の方と協力して事業を拡充していこうと考えています。小さいお子さんからお年寄りまで3世代が楽しめるような軽スポーツを進めていこうと考えています。

教 育 長（田中政文君）学校給食センター所長。

学校給食センター所長（木島尚美君）献立のInstagramへの投稿は好評をいただいています。現在、フォロワーが1,900人を超えました。お子さんが学校給食から離れた方にも見ていただいています。これをきっかけに学校給食を楽しんで食べていただけるように、来年度も継続していきます。

教 育 長（田中政文君）図書館長。

図書館長（湊田真由美君）令和2年度に新型コロナウイルス感染症の関係で来館者数、利用者数が大きく落ち込みました。令和3年度、令和4年度でまた上昇してきて今ま

での水準に戻りつつあります。たくさんの方に利用していただけるような図書館になるように企画を考えていきます。

教 育 長（田中政文君）他にご質疑又はご意見はありますか。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第24号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第24号、令和5年度藤岡市教育委員会教育方針については、原案のとおり承認されました。

日程第20 議案第25号 藤岡市奨学資金の貸与決定について

教 育 長（田中政文君）日程第20、議案第25号、藤岡市奨学資金の貸与決定についてですが、本案件については、藤岡市情報公開条例第6条第1号に該当いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び藤岡市教育委員会会議規則第17条ただし書の規定により、議事を非公開といたします。これにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、本案件については非公開といたします。

それでは、議案第25号について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君）議案第25号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）藤岡市奨学金制度は、藤岡市奨学資金貸与に関する条例及び条例施行規則に基づき、進学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対して、奨学資金を貸与しているものです。

令和5年度は、令和5年2月1日から2月28日までの申込み期間中に、大学への進学8名、専門学校への進学2名、合計10名の申込みがありました。3月20日に藤岡市奨学資金運営委員会を開催し、貸与について運営委員会の意見を聴取しましたところ、世帯の合計所得金額、校長の推薦などの要件について10名全員が合致しており、10名全員に貸与することが適当であるとの意見をいただきましたので、奨学

金貸与の決定をお願いするものです。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 2 5 号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 2 5 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 2 5 号、藤岡市奨学資金の貸与決定については、原案のとおり承認されました。

日程第 2 1 議案第 2 6 号 藤岡市教育委員会事務局職員の 任免について

教 育 長（田中政文君）日程第 2 1、議案第 2 6 号、藤岡市教育委員会事務局職員の任免について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君）議案第 2 6 号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）はじめに、解任者でございます。参事兼生涯学習課長、植野美佐子が総務部参事兼総務課長へ転出となり、解任となります。発令は令和 5 年 3 月 3 1 日付けでございます。

次に、新任者でございます。生涯学習課長に、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合事務局総務課長の塚越裕一が就任いたします。発令は、令和 5 年 4 月 1 日付けでございます。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 2 6 号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 2 6 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 2 6 号、藤岡市教育委員会事務局職員の任免については、原案のとおり承認されました。

日程第 2 2 議案第 2 7 号 令和 5 年度学校運営協議会委員 の委嘱について

教 育 長（田中政文君）日程第 2 2、議案第 2 7 号、令和 5 年度学校運営協議会委員の
委嘱について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（大塚崇君）議案第 2 7 号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）藤岡市学校運営協議会の設置等に関する規則第 7 条には、協議会の委員は
1 2 名以内とし、設置学校に在籍する児童又は生徒の保護者、設置学校が所在する地
域の住民、設置学校の校長その他の教職員、学識経験者、その他教育委員会が適当と
認める者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱し、又は任命すると規定
されています。

今回、5 つの連携型小中一貫校の校長より、4 ページから 8 ページまで、各協議会
の委員の推薦がございました。東連携型小中一貫校は、1 2 名の推薦がございました。
北連携型小中一貫校は、1 2 名の推薦がございました。小野連携型小中一貫校は、1
0 名の推薦がございました。西連携型小中一貫校は、1 2 名の推薦がございました。
鬼石連携型小中一貫校は、1 2 名の推薦がございました。合計 5 8 名の推薦となりま
す。任期は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日となります。

個人情報に係る部分を省略

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 2 7 号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 2 7 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 2 7 号、令和 5 年度学校運営
協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第 2 3 議案第 2 8 号 令和 5 年度藤岡市地域学校協働 活動推進員の委嘱について

教 育 長（田中政文君）日程第 2 3、議案第 2 8 号、令和 5 年度藤岡市地域学校協働活動推進員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（大塚崇君）議案第 2 8 号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）藤岡市地域学校協働活動推進員設置要綱第 4 条では、推進員の数は各一貫校区に 2 名程度を原則とするとあり、第 5 条に、推進員は一貫校区の校長の推薦によると定められています。この度、地域学校協働活動推進員に委嘱しようとする者について各連携型小中一貫校より各 2 名、計 1 0 名の推薦がございました。全員継続です。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 2 8 号について説明がありました。

これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 2 8 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 2 8 号、令和 5 年度藤岡市地域学校協働活動推進員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

閉 会

教 育 長（田中政文君）以上で、本委員会に提出されました議案の審議は全て終了しましたので、本日の会議を閉会します。

閉会 1 6 時 4 2 分

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和 5 年 4 月 2 6 日

教育長 田 中 政 文

書 記 高 橋 秀 仁